5　新法第二六条第二項第九号に規定する対内直接投資等に該当する行為に準ずるものとして政令で定めるものは、他のものが所有する上場会社等の株式に係る議決権行使等権限の取得であって、権限取得者の実質保有等議決権の数及び当該権限取得者の密接関係者の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が一〇〇分の一以上となる場合とすることとした。（第二条第一六項関係）

6　対内直接投資等又は特定取得のうち、審査を行う必要性が高いものとして政令で定めるものは、国有企業等又は法若しくは法に基づく命令の規定による処分に違反した日等から五年を経過しないもの等とすることとした。（第三条の二第一項及び第四条の三第一項関係）

7　国の安全等に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当するおそれが大きいものとして政令で定めるものは、第三条第二項第一号若しくは第四条第二項に規定する主務省令で定める業種のうち国の安全等に係る対内直接投資等若しくは国の安全に係る特定取得に該当するおそれが大きい業種として主務省令で定める業種に係るもの又は第三条第二項第一号若しくは第四条第二項に規定する主務省令で定める業種に係る事業の継続的かつ安定的な実施を困難にする行為を行うことを目的とする対内直接投資等若しくは特定取得に該当するもの等とすることとした。（第三条の二第二項及び第四条の三第二項関係）

二　外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令の一部改正関係

改正法の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第四条関係）

三　外国為替令の一部改正関係

改正法の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第一一条の五関係）

四　施行期日

この政令は、改正法の施行の日から施行することとした。

◇医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一五五号）（厚生労働省）

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和二年一〇月一日とすることとした。

◇文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一五六号）（文部科学省）

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第一八号）の施行期日は、令和二年五月一日とすることとした。

◇文部科学省組織令の一部を改正する政令（政令第一五七号）（文部科学省）

1　文化庁参事官の所掌事務に、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第一八号）の施行に関することを加えることとした。（第一〇五条関係）

2　この政令は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行することとした。

政　令

令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年四月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十九号

令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和二年四月三十日」を「令和三年四月三十日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年四月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十号

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第六十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年五月十五日とする。

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　安倍　晋三